

## びわ湖カーボンクレジット倶楽部（LED 照明） 運営規約

### （目的）

第1条 びわ湖カーボンクレジット倶楽部（以下「本会」という。）は、滋賀県が実施する「滋賀県の事業所における LED の導入による CO<sub>2</sub>削減プロジェクト」の一環として、本会の会員が LED 照明を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（令和3年12月2日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づき、J-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出された J-クレジットを CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与する事業に活用することを目的とする。

### （運営および管理）

第2条 本会の運営および管理は、滋賀県（以下「運営・管理者」という。）が行う。

2 運営・管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会参加申込書の受理および参加要件の確認に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- (3) J-クレジット認証委員会へ実績報告および J-クレジットの認証申請に係る業務
- (4) 認証された J-クレジットの売却に関する業務
- (5) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与する事業への活用に係る業務

3 運営・管理者として必要な事務は、滋賀県総合企画部 CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課において行う。ただし、運営・管理の全部または一部を外部に委託して行うことができるものとする。

### （入会申込）

第3条 本会に入会しようとする者は、「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（LED 照明）入会届」に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

### （入会資格）

第4条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（LED 照明）入会届」を提出した日の2年前の日以降に、事業所の照明を LED 照明に更新していること。
- (2) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (4) LED 照明を使用することにより発生した環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果= J-クレジット）を運営・管理者へ無償譲渡すること。
- (5) 本会に登録する LED 照明が、他の類似制度および J-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

### （実績報告）

第5条 会員は、運営・管理者から要請があった場合、運営・管理者が指定する日までに、運営・管理者あてに、LED 照明の使用実績を郵送または電子メール等で報告しなければならない。

(業務の報告)

第6条 運営・管理者は、会員に対して、第2条第2項各号に掲げる業務の実績について、年に1回、報告を行う。

2 前項の報告は、運営・管理者のホームページに掲載することにより行うものとする。

(設備の処分等)

第7条 会員は、第10条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) LED照明が毀損または滅失したとき。
- (2) LED照明を処分（譲渡、交換、貸付、または担保に供すること）しようとするとき。

(退会)

第8条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、運営・管理者に「びわ湖カーボンクレジット倶楽部退会届」を提出するものとする。

2 運営・管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第4条に定める入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合
- (3) 前項の届出があった場合
- (4) 第10条に定める期間を経過した場合

(会費)

第9条 本会の会費は無料とする。

(会の存続期間)

第10条 本会の存続期間は、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画の計画期間である2031年3月31日までとする。ただし、同計画が見直された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第11条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

(規約の改定)

第12条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

附 則

本規約は、令和4年4月1日から施行する。